

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香南町土地改良区が土地改良事業（農業基盤整備促進事業西庄北部地区）計画を変更することについて令和4年11月1日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和4年11月11日から同年12月1日まで縦覧に供する。

令和4年11月8日

香川県知事 池 田 豊 人